

令和6年第1回定例会（3月） 3月21日

◆総務常任委員会委員長（佐藤昭生君） それでは、総務常任委員会委員長報告を行います。

本委員会に付託された議案7件について、3月11日に委員会を開催し、委員5名出席の下、審査を行いましたので、経過と結果を報告します。

まず、第1号議案 豊後大野市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から、地方自治法の一部改正により、勤勉手当を支給することができる対象者の範囲が短時間勤務会計年度任用職員に拡大されたことを踏まえ、会計年度任用職員に勤勉手当を支給する等の改正をするものです。なお、この条例は令和6年4月1日から施行を考えておりますとの説明がありました。

委員から、対象人数は何人か、また、1年間の総額でどれぐらいの予算を見込んでいるのかとの質疑があり、令和6年度の予定人数は198人で、会計年度任用職員の勤勉手当の総額は81万7,000円を見込んでいますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第22号議案 豊後大野市議会議員及び豊後大野市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。

執行部から、この制度は、資産の多少、経済力の有無にかかわらず、立候補や選挙運動の機会をより保つことができるようにするため、選挙運動費用の一部を負担する制度です。選挙運動用自動車の使用、ビラの作成、ポスターの作成を一定の金額を限度として公費から支払うことができます。この制度を導入することで、一人でも多くの政治に関心を持つ多様な人材が、費用を気にすることなく、積極的に立候補できるようになることを期待して、今回提案をしていますとの説明がありました。

委員から、県内でこの制度を適用している自治体はどこがあるのか、また、条例の適用はいつからになるのかとの質疑があり、県内では大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、豊後高田市、宇佐市、日出町がこの条例を制定しています。また、条例は令和6年4月1日から施行され、それ以降に実施される選挙に対し適用されるようになりますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第23号議案 豊後大野市消防手数料条例の一部改正についてであります。

執行部から、本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正により、消防法の規定に基づく危険物の貯蔵所の設置許可に係る手数料の額が引き上げられることに伴い、条例を改正する必要があるので、議会の議決をお願いするものです。改正の概要については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等に係る手数料についての改定になりますとの説明がありました。

委員から、政令に基づく改正とのことだが、手数料の標準額が上がった理由を教えてくださいとの質疑があり、直近の人件費、単価、消費者物価指数の変動を反映したものです。また、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所の安全対策が強化されたことに伴い、検査時間が増加したことなども影響していますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第24号議案 豊後大野市消防団条例の一部改正についてであります。

執行部から、本議案は、消防団員の処遇を改善するため、団員報酬の額の増額等をしたので、議会の議決をお願いするものです。報酬額については、副分団長は3万8,000円から4万円へ、班長は2万6,000円から3万7,000円へ、団員は2万2,000円から3万6,500円に改め、この条例の施行日である令和6年4月1日以後の報酬から適用しますとの説明がありました。

委員から、いわゆる幽霊団員と呼ばれる非活動団員にも報酬が支払われることになると思うが、そのような団員は、今、把握しているだけでどれぐらいいるのかとの質疑があり、本市の消防団には非活動団員はいないと考えています。ただし、団員が全ての活動に出動できるものではなく、個人によって出動回数も違うため、もし出動がない団員がいれば、分団長が面談等をして、出動するよう促すようにしていますとの答弁がありました。

また、委員から、役職に就いている団員の報酬の上がり幅が小さいため、そのような人たちの出費の多さ等を考慮して、報酬額の上乗せを検討してほしいとの意見がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第27号議案 他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させることに関する協議についてであります。

執行部から、大分都市広域圏で形成している大分市及び別府市の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させることを目的に、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市、別府市との間で協議するものですとの説明がありました。

委員から、議案に上がった3施設を本市の住民が利用できるようになることで、システムの追加や変更など本市に生じる金銭的負担はあるのかとの質疑があり、本市に新たに追加される費用負担はありませんとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

次に、第44号議案 工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、多機能型武道場整備事業の建築主体工事に係る契約について、落札者を決定し、仮契約を締結することができましたので、本契約のために議会の議決をお願いするものです。契約の方法は要件設定型一般競争入札の総合評価落札方式、契約の金額は13億7,500万円、契約の相手方は菅組・恵藤建設特定建設工事共同企業体ですとの説明がありました。

委員から、失格基準のパーセンテージはどうなっているのかとの質疑があり、失格基準については、金額は公表していませんが、価格の制限割合を公告で公表しており、直接工事費が87%、その他経費が74%となっていますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

最後に、第45号議案 工事請負契約の締結についてであります。

執行部から、契約の目的は、令和5年度多機能型武道場電気設備工事、契約の方法は要件設定型一般競争入札の総合評価落札方式、契約の金額は1億9,965万円、契約の相手方は株式会社山村電設工業ですとの説明がありました。

委員から、落札者より低い金額で入札している者もあったようだが、この入札結果は技術評価点などに重点を置いたことによるものなのかとの質疑があり、まず、総合評価落札

方式について簡単に申しますと、公共工事の品質確保の向上を目的として、価格と価格以外の事情を総合的に評価する方式となっています。企業の施工実績や配置予定技術者の能力、地域貢献、さらには地理的条件などに基づき、技術評価点を算出し、その値から所定の計算方法により評価値を導き出します。そして、その評価値の一番高いところが落札者となりますとの答弁がありました。

慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものとして決定しました。

以上で、総務常任委員会に付託された案件の審査について、その経過と結果の報告を終わります。